

インボイス制度は廃止を
消費税は5%に減税を
大軍拡・大増税をやめよ
税務相談停止命令制度は
廃止を

白色事業専従者は「定額減税」対象外 申告方法による差別は決して許されない

岸田首相の主導による令和6年分所得税の「定額減税」が、この6月から実施されます。物価高対策として行うとするもので、簡単にいえば、減税対象者1人あたり所得税3万円、個人住民税1万円の計4万円を減税するという政策です。

以下、定額減税の概要を見いきます。

① 所得税における定額減税

1. 定額減税の対象者

- ① 本人（合計所得金額100万円以下の人）
- ② 同一生計配偶者（所得見積額48万円以下の配偶者）・扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）※白色事業専従者は対象外とのこと

1人あたり3万円

例 対象者が4人↓3万円×4人＝12万円

3. 控除について

給与所得者と個人事業者では、控除のしかたが異なります。

① 給与所得者

6月1日以降最初に支払う給与・賞与から月次減税額を控除、定額減税額に達するまで（控除後の残額がなくなるまで）控除します。控除しきれない額が月次減税額を超えて残る間は、実際の源泉徴収税額は0（ゼロ）となります。

② 個人事業者

・ 予定納税がある場合 本人分は第1期予定納税額から自動的に控除されます。同一生計配偶者と扶養親族の分は確定申告時に控除します（予定納税額の減額申請書を提出して承認されれば、同一生計配偶者と扶養親族の分も予定納税額から控除可）。

・ 予定納税がない場合 確定申告時に、所得税額から定額減税額を控除します。

4. 対象者の確認と事務

事業所は給与支払い対象者に定額減税対象者数を確認、各人別控除実績簿（国税庁ホームページよりダウンロード可。Excelデータもあり。民商事務所にも書類を用意しています）を

5. 年調減税事務について

年末調整の際、その時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行うこととなります。

② 個人住民税における定額減税

個人住民税の定額減税対象者は所得税における対象者と概ね同じです（住民税非課税世帯等は給付金支給）。減税額は1人あたり1万円です。普通徴収、特別徴収とも市区町村にて控除計算を行い、事業所や各世帯に通知されます。

③ 調整給付

2023年の納税状況に基づき定額減税額を控除しきれないと見込まれる場合や、年末調整等を行ってもなお控除しきれない場合は、これを市区町村より現金支給（調整給付）する予定となっています。

定額減税は一時的な措置であることから、その効果には疑問の声も上がっています。しかし何より、白色事業専従者を減税対象外としていることは申告方法による差別であり、決して許されません。

日本共産党・田村貴昭議員は4月12日、衆院財政金融委でこの問題を追及。鈴木財務相は「給付金で対応できないかと検討中」などと答弁しました。

民商・全商連は政府に対し、白色事業専従者を減税対象とすること、減税対象にしない場合は低所得者給付金を支給するように求めています。

連休前後の商工新聞・事務所のお休み

① 5月連休前後の商工新聞配達について、左記の通りとなります。

5月6日号↓休刊

5月13日号↓5月1日（水）到着、配達開始

※地域により5/7以降の配達となる場合があります
② 事務所のお休みについては、左記のようになります。よろしく願います。

4月27日（土）～4月29日（月・祝）の期間

5月3日（金・祝）～5月6日（月・祝）の期間